報第７号

専決処分報告について
（国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和４年（２０２２年）５月２０日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

専第７号

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和４年（２０２２年）３月３１日

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市国民健康保険税条例（昭和３７年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「６３万円」を「６５万円」に改め、同条第３項ただし書中「１９万円」を「２０万円」に改める。

第１２条の２中「６３万円」を「６５万円」に、「１９万円」を「２０万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の新潟県柏崎市国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

参考資料

新潟県柏崎市国民健康保険税条例（昭和３７年３月２７日条例第８号）

改正後	改正前
（課税額） **第３条**　（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。 ４　（略） （保険税の減額） **第12条の２**　次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）～（３）　（略）	（課税額） **第３条**　（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。 ４　（略） （保険税の減額） **第12条の２**　次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）～（３）　（略）